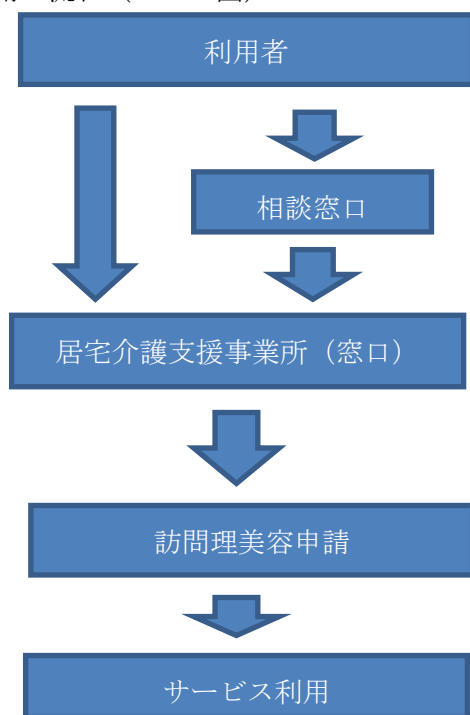


訪問理美容《佐世保市独自のサービス》

根拠法令等	佐世保市訪問理美容サービス事業実施要綱
目的	理美容店に行くことができない在宅の要介護者に対し、清潔保持や精神的なリフレッシュを図ることを目的とする。
対象者	下記の要件をすべて満たす方 ① 要介護1～5の認定を受けている在宅の方で、理美容店に行くことができない方。 ② 利用時にご家族やヘルパーの付き添いが可能な方。
サービス内容	ご自宅等へ理容師・美容師が訪問して、カットサービスを行う。(最高年6回まで)
利用料の目安	利用者の方が負担する1回あたりのカット料金：3,000円 理容師・美容師の出張経費：全額介護保険から支給されるため、利用者の負担はない。
その他	このサービスを受けるには、事前に利用券請求書を提出し、利用券を受け取る必要がある。

利用の流れ（フロー図）



利用者

- ・要介護1以上の認定を受けた方。
※介護保険の認定を受けていない方は、前面の介護保険制度フロー図を参照。

- ・利用者が直接もしくは、電話にて問い合わせ

- ・居宅介護支援事業所担当者が窓口で申請を行う。

- ・理美容各支部に電話で申込み日時等の連絡調整をした後、理容師・美容師がお伺いしカットサービスを行う。

※利用にあたっては、ケアマネジャーや市長寿社会課が問い合わせ先となっています。

お問合せ先
 佐世保市役所 中央保健福祉センター3階
 長寿社会課
 佐世保市高砂町 5-1 ☎24-1111